

## コンピュータサービス技能評価試験

### 「情報セキュリティ技士に係る資格更新制度」導入 並びに「JJ認定制度」創設

#### に係る概要について

H 23. 9. 1 試験業務課

## 1. 「情報セキュリティ技士に係る資格更新制度」関係

### (1) 制度創設の背景と目的

IT社会において情報セキュリティ対策を取り巻く環境は、ビジネスシーン、プライベートシーンとも日進月歩で進化し、それに伴い、それらに関係する法律、規程等も併せて改訂されてきています。

このような社会情勢を踏まえ、専門家の方々からもご意見をいただき、中央試験委員会にて鋭意検討を重ねて参りました。その結果、今後、IT社会のキーマンとして活躍が期待される「情報セキュリティ部門」の合格者である「情報セキュリティ技士」の方々に対して、情報セキュリティ対策に関し、時代情勢に即した知識や考え方、また、コンピュータのハード・ソフトに関わる必要な操作・取扱い等について、適切にフォローしていくことが必要と判断するとともに、これを目的とした資格更新制度を導入させていただくこととしました。

なお、「情報セキュリティ部門」の創設当初の時点では、存在しない制度でございましたし、後追いの形で資格更新制度を開始させていただきますことから、色々な面でご迷惑をおかけすると存じますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### (2) 制定日・施行日

「平成23年9月1日」とさせていただきます。

### (3) 制度の周知方法

中央協会ホームページに、本紙を掲載させていただくことで、対応させていただきます。

また、既に「情報セキュリティ部門」に合格されている「情報セキュリティ技士」の皆様方には、「(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズ様(以下「CBTS様」)」から、個別にお知らせさせていただきます。

### (4) 資格の有効期限と更新時期

資格の有効期限につきましては、「情報セキュリティ技士」の「取得年度の翌年度を起算年度とし、3年度目まで」とし、それ以降は、「更新年度の翌年度を起算年度とし、3年度目まで」とさせていただきます。

#### (5) 制度としての1回目の更新時期

「平成26年度中」となります。

#### (6) 「情報セキュリティ技士」の方々への資格の更新連絡

合格者の管理業務を委託しております「CBTS様」から、更新の該当年度における年度当初に、メールにてご通知申し上げます。

#### (7) 資格の更新方法

ア. 「資格更新セミナー」の受講が必須となります。また、修了者には、カードタイプの携帯修了証を交付させていただきます。

なお、受講されない場合には、資格が無効になるとともに、称号である「情報セキュリティ技士」として名乗れなくなります。

イ. 受講料は「8,400円(税込み)」で、講義時間は「概ね3時間」です。

ウ. 「資格更新セミナー」の主なカリキュラムは、次のとおりです。

- ・「情報セキュリティ対策」関連の最新情報について
- ・自社における「情報セキュリティ対策」分析について  
(分析ツール使用による演習)
- ・「公認問題集」をベースとした関連知識の確認について

エ. 「資格更新セミナー」は、「中央協会の認定を受けたコンピュータサービス技能評価試験の試験実施認定施設」等で随時開催され、開催の場所や日時の確認、申込み等については、中央協会ホームページから行えるようになります。

#### (8) 「資格更新セミナー」の実施

ア. コンピュータサービス技能評価試験の試験実施認定を受けられている施設において、新たに当該申請を行っていただき、認定を受けていただいた施設でその実施が可能となります。なお、既認定内容において、認定部門は不問です。

イ. カリキュラムにつきましては、上記内容を網羅し、パッケージ化したもので配布させていただきます。

ウ. 「実施日時等の登録」とそれに伴う「受講者の募集」につきましては、「CBTS様」のシステムを活用し、対応させていただきます。イメージ的には、既に実施しております「インターネットによる受験申請」と同じような方式です。

エ. 「資格更新セミナー」の実施施設として、受講料の所定割合(実費相当分)が収受できます。

オ. 「資格更新セミナー」の実施施設に係る認定申請の受付は、平成24年度から開始させていただきます。

## 2. 「J J (ダブルジェイ) 認定制度」関係

### (1) 制度の概要と目的

情報セキュリティ対策に係る従業員教育において、教育効果の測定ツールとして「情報セキュリティ技士」の取得を採用し、その取得者数が所定基準を満たすとともに、継続した教育のフォローアップを行う企業等を、優良者として認定する制度です。

認定を受けた企業等にとっては、「情報セキュリティ対策に関する信頼度の向上」がメリットとして期待できるものです。

また、これから一層重要となる情報セキュリティ対策に関する様々な施策において、この制度が、社会貢献の一助となるように普及させていくことを目的とするものです。

### (2) 制定日・施行日

「平成 23 年 9 月 1 日」とさせていただきます。

### (3) 制度の周知方法

中央協会ホームページに、本紙を掲載させていただくことで、対応させていただいています。

### (4) 企業等としての主な申請要件等

- ・企業等の規模や業種は、一切不問です。
- ・申請については、「1 事業所又は 1 施設ごとに 1 申請」を原則とします。
- ・当該企業において、「経営幹部が情報セキュリティ対策が必要と判断したライン」(以下「情報セキュリティ必要ライン」)が、総ライン数の「60%以上」であることが必要です。

### (5) 「J J 認定施設」としての認定基準

申請内容に応じた認定区分は、次表に示す「3 グレード」です。

認定区分	認定基準
A (シングルエー)	「 <u>情報セキュリティ必要ライン</u> 」において、 ライン長全員と、ライン長未満のスタッフ総数の「 <u>60%以上</u> 」が、 「 <u>技士</u> 」を取得している場合
AA (ダブルエー)	「 <u>認定区分 A</u> 」に加え、「 <u>情報セキュリティ必要ライン</u> 」を所掌する 課長職及び部長職相当者の総数の「 <u>60%以上</u> 」が、 「 <u>技士</u> 」を取得している場合
AAA (トリプルエー)	「 <u>認定区分 A</u> 」及び「 <u>認定区分 AA</u> 」に加え、「 <u>情報セキュリティ必要ライン</u> 」を所掌する経営幹部相当者の「 <u>1 名以上</u> 」が、 「 <u>技士</u> 」を取得している場合

### (6) 認定の有効期限と更新時期

認定の有効期限につきましては、「認定の取得年度の翌年度を起算年度とし、2年度目まで」とし、それ以降は、「更新年度の翌年度を起算年度とし、2年度目まで」とさせていただきます。

### (7) 認定企業等への更新連絡

認定企業等の管理業務を委託しております「C B T S様」から、更新の該当年度における年度当初に、メールにてご通知申し上げます。

### (8) 認定の更新方法

該当企業等から、所定の更新申請書をご提出いただき、主として、「内容の確認」と「技士の照合」とで対応させていただきます。

### (9) 認定申請の受け付け

中央協会・都道府県協会の連携のもと、原則として、「平成23年10月1日」を開始日とさせていただきます。

### (10) 認定手数料

認定手数料につきましては、次表に示すように、上記の「認定区分」ごとに、企業等の規模により、3種の設定をさせていただきます。

なお、更新手数料につきましては、認定手数料の「1/3」の金額とさせていただきます。

企業等の規模	認 定 区 分		
	A	AA	AAA
29名以下	30,000円	50,000円	70,000円
30名以上99名以下	50,000円	70,000円	90,000円
100名以上	70,000円	90,000円	110,000円

### 3. 本件に関するお問い合わせ先

本件に関するお問い合わせにつきましては、当面、次に示す中央協会の担当にて対応させていただきます。

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 試験業務課 山口又は戸田 TEL : 03-6758-2840
-------------------------------------------------------

以 上